

令和 7 年 7 月 16 日

自動車税種別割に係る保存文書の誤廃棄についての報告とお詫び

静岡県藤枝財務事務所

日頃から、本県の税務行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当所におきまして、自動車税種別割に係る書類を誤廃棄していることが判明いたしました。

文書の適正な管理につきましては、日頃から徹底を図ってまいりましたが、このような事案が発生し、関係の皆様をはじめ、県民の皆様へ多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、文書の適正管理及び個人情報の厳正な取扱いについて改めて徹底し、再発防止に努めてまいります。

1 誤廃棄した文書

自動車税種別割身体障害者等の減免に係る現況報告書

平成 30 年度分 3,364 件（保存箱 1 箱）

令和元年度分 4,428 件（保存箱 2 箱）

2 誤廃棄した文書に記載された個人情報

氏名、住所、電話番号、身体障害者減免に係る事情変更（障害等級等）の有無

3 判明した経緯と調査結果

令和 7 年 6 月 20 日、地下書庫等の保存文書の点検の結果、7 年間の保存が定められている当該文書が所在不明であることが判明いたしました。

所内調査の結果、令和 3 年度から 6 年度の文書廃棄作業時に誤って廃棄した可能性が極めて高いと考えられます。

なお、当該文書は、庁舎内にて常時施錠した書庫に保管しており、外部への情報の流出等は確認されておりません。

また、廃棄文書は廃棄処理業者が当所職員同行の上処理場へ運搬し、当日中に溶解処理をしています。

4 発生した原因

当該文書は、文書保存の手順である廃棄年月を記載した文書保存カードを箱表面に貼付しておらず、廃棄年月がわかりにくい状態となっており、搬出時の確認も不十分であったため、廃棄年月到来文書とともに誤って廃棄したものと考えられます。

5 今後の対応と再発防止のための措置

改めて文書管理の手順について再確認するとともに、文書の適正管理と個人情報の厳正管理を再度徹底し、再発防止に努めます。